

平成 23 年 11 月 29 日

各 位

会 社 名 ク オ ー ル 株 式 会 社 代 表 者 名 代表取締役社長 中 村 勝 (コード番号 3034 JASDAQ スタンダード) 問い合わせ先 専務取締役 荒 木 進 T E L 03-6430-9060

# 新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関するお知らせ

平成23年11月29日開催の当社取締役会において、新株式発行、当社株式の売出し及び自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表した「東京証券取引所市場第二部上場承認に関するお知らせ」をご参照ください。

# 【本資金調達の目的】

当社は、平成4年 10 月の設立以来、「真実と誠実をもって」を企業理念に掲げ、"選ばれる薬局"になるために、「患者さま第一主義」「コンプライアンス遵守」「地域社会貢献」を念頭におき、常に患者さまの視点に立った薬局づくりを追求してまいりました。

当社グループの主力とする保険薬局業界は、超高齢社会に伴う国民医療費を抑制するために施行される薬価改定、調剤報酬改定に対応した経営が求められております。また、平成24年に予定されている医療・介護保険制度の同時改定等により、経営環境の変化が一段と進むものと見込まれております。

このような環境のもと、当社グループは、患者さまの利便性を高める店舗展開や、在宅医療ニーズに 的確に対応できる体制強化とサービスの推進に努める等、地域に密着した質の高い医療サービスの提供 に注力してまいりました。

今般の資金調達は、今後も環境変化に対応した医療サービスを提供し、永続的な成長を図るために不可欠な資本増強による経営基盤の強化を目的としております。また、新株式の発行及び株式売出しを通じて、株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図るとともに、引き続き適正な利益配分を行っていく方針としております。

記

- 1. 公募による新株式発行(一般募集)
  - (1) 募集株式の当社普通株式12,000株 種類及び数
  - (2) 払 込 金 額 の 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定 決 定 方 法 される方式により、平成23年12月7日(水)から平成23年12月12日(月)まで の間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
  - (3) 増加する資本金及 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本 び資本準備金の額 金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じ たときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金 の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1

円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成23年12月19日(月)
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長中村勝に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)
  - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 4,000株 種 類 及 び 数
  - (2) 売 出 人 株式会社メディパルホールディングス
  - (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額(一般募集における払込金額と同一とする。)を 差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成23年12月20日(火)
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中村 勝に 一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1. を参照のこと。)
  - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 2,400株
    - 種類及び数なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
  - (2) 売 出 人 野村證券株式会社
  - (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
  - (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、 野村證券株式会社が当社株主から2,400株を上限として借入れる当社普通 株式の売出しを行う。
  - (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
  - (6) 受 渡 期 日 平成23年12月20日(火)
  - (7) 申込株数単位 1株
  - (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中村 勝に 一任する。
  - (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- 4. 第三者割当による自己株式の処分(後記<ご参考>1. を参照のこと。)
  - (1) 募集株式の当社普通株式2,400株 種類及び数
  - (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金 決 定 方 法 額と同一とする。
  - (3) 割 当 先 野村證券株式会社
  - (4) 申 込 期 間 平成24年1月6日(金) (申 込 期 日)
  - (5) 払 込 期 日 平成24年1月10日(火)
  - (6) 申込株数単位 1株
  - (7) 上記(4)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、募集を打ち切るものとする。
  - (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長中村 勝に一任する。
  - (9) 上記各号については、本自己株式の処分の発行価額(払込金額)の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### くご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3.株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び前記「2.株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から2,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、2,400株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成23年11月29日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,400株の自己株式処分(以下「本件自己株式処分」という。)を、平成24年1月10日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年12月29日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所又は株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件自己株式処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件自己株式処分に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 250,368株 公募増資による増加株式数 12,000株 公募増資後の発行済株式総数 262,368株

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数2,880株処分する自己株式数2,400株処分後の自己株式数480株

(注)前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

# 4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当による自己株式の処分に係る手取概算額合計上限 815, 480,000 円については、全額を平成 24 年 5 月末までに取引金融機関からの長期借入金の返済に充当予定であります。

- (2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。
- (3) 業績に与える影響 該当事項はありません。

### 5. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、安定的な成長性を確保するための内部留保資金を充分に考慮しつつ、連結業績及び配当性向等も総合的に勘案して、株主の皆様への適正な利益還元を実現することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針とし、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図りながら企業価値の継続的な向上のための 設備投資に活用することとしております。

(4)過去3決算期間の配当状況等

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
1株当たり連結当期純利益	10, 566. 90 円	6,694.79 円	9, 188. 89 円
1株当たり年間配当金	2,000 円	1,250 円	1,700 円
(内1株当たり中間配当金)	(1,000円)	(500円)	(500円)
実績連結配当性向	18.9%	18.7%	18.5%
自己資本連結当期純利益率	7.4%	8.8%	11.0%
連結純資産配当率	1.4%	1.6%	2.0%

- (注) 1. 平成21年9月1日付けで株式1株につき2株の株式分割及び平成23年10月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。
  - 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
  - 3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(期首と期末の平均)で除した数値であります。
  - 4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金総額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

### 6. その他

- (1)配分先の指定
  - 該当事項はありません。
- (2) 潜在株式による希薄化情報 該当事項はありません。
- (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等
  - ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。
  - ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	91,000円	97, 500 円	86, 500 円	81,500円
		□88,000 円		□64,800 円
高値	120, 000 ⊞	178,500 円	108, 800 円	155,800円
	139,000 円	□104,500 円		□69,000 円
安 値 69,000円	CO 000 III	97,000 円	65, 200 III	77,000 円
	□57, 200 円	65, 200 円	□59, 300 円	
終値	100,000円	176,000 円	81,000円	133,000 円
		□87, 200 円		□60, 400 円
株価収益率	9.5%	13.0%	8.8%	

- (注) 1. 平成 22 年 3 月期の株価の□印は、平成 21 年 9 月 1 日付株式分割による権利落後の株価であり、平成 24 年 3 月期の株価の□印は、平成 23 年 10 月 1 日付株式分割による権利落後の株価であります。
  - 2. 平成24年3月期の株価については、平成23年11月28日(月)現在で表示しています。
  - 3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した 数値です。
- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等該当事項はありません。
- (4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社メディパルホールディングス及び当社株主である三菱商事株式会社は、野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件自己株式処分及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量 で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行、株式売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目 的として 作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂 正 事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。